

■大玉村都市計画審議会（令和6年8月6日）での意見とその対応【都市計画マスタープラン】

資料3

No.	意見	回答	対応
1	改定内容は、代表的な箇所を説明いただいたが、各ページ関連する部分に改定内容が反映されているという理解でよろしいか。（新旧対照表があるとよりわかりやすかった。）	そのようにご理解いただきたい。	—
2	・住民の意見を十分に反映しているか。 ・大玉村の美しい風景を守り、大玉村らしさを大切にしたい計画としていただきたい。 ・全国的に大型商業施設等の撤退がある中、工業団地計画の実効性について伺う。	・今回の改定では、住民説明会の他、工業団地検討地の土地所有者を対象とした意見交換会を開催し、そこでの住民意見も計画に反映している。 - さらに、R5年の全体改定の際に、住民アンケートや住民ワークショップを実施するなど、住民意見を反映しながら計画改定を進めてきた。今回の改定も、それらの意見を踏まえた改定となっている。 ・村の考え方としては今いただいた意見と同様で、都市計画マスタープランP81及びP82にも景観に関する考え方を記載している。村として何を大切にして、何を指すかはしっかりと考えながら進めていきたい。 ・工業団地については、大規模な工場等ではなくても、多くの産業を集積し、土地の活用を図っていきたい。守るべき農地と開発すべき農地を明確に土地の有効活用を図ることで、活力のある村を維持していく。	—
3	スマートICの準備段階調査の採択結果が出る前に本審議会の答申をしなければならないスケジュールであるが、スマートICの準備段階調査が万が一採択されなかった場合の村の方針を確認したい。	準備段階調査に採択されなかった場合についても、都市計画マスタープランに示すスマートICを中心としたまちづくりの方針は変わらず、引き続きスマートICの実現とそれに沿ったまちづくりを進めていく考えである。	—
4	地球規模での温暖化が問題となっており、気候変動による自然災害も頻発している。このような状況を踏まえて、地球温暖化への対応について計画の中で触れていただきたい。	—	地球温暖化への対応等は計画の中でいくつか触れている ・P7②③ ・P67目標の柱7① ・P73（4） ・P78（2） ・他関連する地域別構想 以上を踏まえ、・P67目標の柱7①に以下を追記する 「また、気候変動による影響に緩和・適応※1の両面に対応し、安心安全で持続可能なむらづくりを進めます。」 ※1緩和とは、気候変動による人間社会や自然への影響を回避するために、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること。 適応とは、緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと。

■大玉村都市計画審議会（令和6年8月6日）での意見とその対応【立地適正化計画】

No.	意見	回答	対応
5	P68居住誘導施策「1）居住誘導区域内の住環境の向上」の「狭あい道路等整備促進事業」に関連して、大山小学校の通学路である、東北自動車道のボックスカルバートについて、歩道がなく通学児童の安全が確保されていない。本計画の中に位置付けて早急な整備をお願いしたい。	ご要望として承り、関係課において検討してまいりたい。	—
6	P86計画の進捗管理について、近年災害の頻発などいつ何がどうなるかわからない事象が増えている中で、OODAループ「Observe（観察）→Orient（状況判断）→Decide（意思決定）→Act（実行）」の観点も取り入れて、より現場意識を持った対応をお願いしたい。	長期的な施策と短期的な施策で評価手法の考え方も様々あると認識している。 OODAループは「実行」後の観察がスタートであり、実証実験等個別施策を動かしていく際に用いられる評価手法であることから、立地適正化計画に位置付けた各誘導施策の推進にあたっては、OODAループに沿った取組を進めることとなる。 計画全体の進捗管理にあたっては、長期的視点にたつてPDCAサイクルに則って進めていきたい。	—
7	玉井地区などで、大規模な農地の中にぽつんと住宅が建つことがあり、周辺農家はたい肥散布等で苦情を受けることもある。役場周辺の野菜畑など、設定された居住誘導区域の中にも大規模な農地はあるが、そのような状況になることはないのか。	居住誘導区域は、農振農用地や第一種農地を避けて設定しており、農地転用についても既存の宅地と連担する場合に宅地化を認めることとしていることから、ご指摘のような状況にはならないものと考えている。	—
8	立地適正化計画は全国的に大都市から作成が始まった計画であるが、大都市では無い大玉村に合った計画としていただきたい。	—	—
9	大玉ゲートウェイについて、立地適正化計画の都市機能誘導区域の図などで具体的に示されていないのはなぜか。	都市機能誘導区域や居住誘導区域は農振農用地を避けて設定することから、現状で農振農用地であるエリアは誘導区域に位置付けていない。 大玉ゲートウェイを構成する地域振興拠点については、住民の地域振興施設の拡充後に都市機能誘導区域の編入を想定している。 また、産業集積拠点については、立地適正化計画の対応分野ではないことから、都市機能誘導区域には含めていない。	—